

教育委員会会議録

(定例会)

平成30年11月22日開催

さいたま市教育委員会

- | | | | | |
|---|---------|----------------|----------------|---------|
| 1 | 期 | 日 | 平成30年11月22日(木) | |
| 2 | 場 | 所 | 教育委員会室 | |
| 3 | 開 | 会 | 午前10時00分 | |
| 4 | 出 | 席 | 教 育 長 | 細 田 眞由美 |
| | | | 教育長職務代理者 | 大 谷 幸 男 |
| | | 委 | 員 | 石 田 有 世 |
| | | 委 | 員 | 野 上 武 利 |
| | | 委 | 員 | 武 田 ちあき |
| | | 委 | 員 | 柳 田 美 幸 |
| 5 | 議場 | に出席した者 | | |
| | | 副教育長 | 久保田 章 | |
| | | 管理部長 | 矢 部 武 | |
| | | 学校教育部長 | 平 沼 智 | |
| | | 生涯学習部長 | 竹 居 秀 子 | |
| | | 学校教育部参事兼高校教育課長 | 吉 野 浩 一 | |
| | | 教育総務課長 | 高 木 泰 博 | |
| | | 教育政策室長 | 野 津 吉 宏 | |
| | | 教育財務課長 | 栗 原 章 浩 | |
| | | 教職員人事課長 | 澤 田 純 一 | |
| | | 教職員給与課長 | 山 本 順 二 | |
| 6 | 会議録署名委員 | | 石 田 有 世 | |

7 議事等の概要

細田教育長 それでは、ただいまから教育委員会会議を開会いたします。
本日は、傍聴を希望する方は、いらっしゃいますか。

書記 いらっしゃいません。

細田教育長 本日の会議録の署名委員は、石田委員にお願いいたします。
本日の報告第12号は人事に係る案件、議案第76号は個人情報を取り扱う案件、次第の4「その他」は議会に係る案件であることから非公開とすることをお諮りしたいと思いますが、委員の皆さんいかがでしょうか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 それでは、出席委員全員の賛成をいただきましたので、ただ今申し上げた議案は非公開といたします。

本日の会議の順番ですが、公開であります報告第11号、13号、非公開議案であります、次第の4「その他」、報告第12号、議案第76号の順に審議を行うことといたします。

なお、報告第11号及び第12号は、緊急に処理する必要があると認められ、かつ、教育委員会会議を招集するいとまがないことから、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条の規定により臨時代理いたしましたので御報告します。

報告第11号 平成30年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

細田教育長 それでは、報告第11号につきまして、事務局から説明をお願いします。

教育財務課長 それでは、報告第11号「平成30年度 さいたま市一般会計補正予算（教育費）について」御説明させていただきます。

この報告の内容は、平成30年さいたま市議会12月定例会に提出する、さいたま市一般会計補正予算の教育費部分についてでございますが、緊急に処理する必要があり、教育委員会会議の招集をするいとまがなかったことから、臨時代理させていただいたものでございます。

初めに提案理由から説明させていただきます。

今回の補正予算は、PFI方式を採用している大宮国際中等教育学校の整備事業において、物価水準の変動に伴うサービス対価の改定を

行う必要が生じたため、債務負担行為を設定することについて市長に申出するものです。

別表「債務負担行為補正」でございますが、高校教育課の所管する中等教育学校整備事業について、期間は平成31年度から45年度までの15年間、限度額が4,545万6千円の債務負担行為を追加分として新たに設定するものでございます。

補正予算の概要について御説明いたします。

まず、改めまして債務負担行為という言葉について説明させていただきます。本来地方公共団体の予算の会計年度は、法の規定により毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わることとされており、翌年度の当初予算は、年度が始まる直前の2月議会で決まっています。そして、予算の執行に関しましては、年度内に原因が発生した支出は同じ年度内に支払いを終えなければならない規定もございます。しかしながら、今回の高校教育課の案件のように、契約上の理由などにより、まだ当初予算が成立していない平成31年度以降、将来にわたって予算を支出することが必要となることもございます。このような事態に対応するため、原則の例外として認められているのが債務負担行為です。

今回の高校教育課の債務負担行為は、大宮国際中等教育学校の整備に関して、施設の設計、工事の施工、維持管理及び運営を一括で行う民間業者に対し、物価変動に伴うサービス対価の改定分を、すでに支払いの決定している金額に上乗せして、平成31年度から45年度までの15年間で総額4,545万6千円を支払うための手続きを進めるため、将来にわたる財政負担を認めてほしい旨を補正予算案として12月議会に提出するものです。

私からの説明は以上でございます。

細田教育長

この件に関して、御質問等はございますか。

無いようでございますので、この件は終了といたします。

報告第13号 さいたま市教職員の給与改定について

細田教育長

続きまして、報告第13号につきまして、事務局から説明をお願いします。

教職員給与課長

報告第13号「さいたま市教職員の給与改定について」御説明いたします。それでは内容につきまして、資料に沿って説明させていただきます。

趣旨でございますが、今回の給与改定は、市人事委員会の勧告にの

つとり、教職員の給与のうち、勤勉手当、期末手当、扶養手当について改正するものでございます。

教職員の給与につきましては、さいたま市教職員の給与に関する条例で規定しておりますが、実際には教職員のみを対象とするものでない場合、市職員を対象とする、さいたま市職員の給与に関する条例を準用する規定の仕方となっております。

今回の給与改定は教職員のみを対象とするものではなく、準用する規定に該当している箇所のため、教職員の給与条例自体に改正が生じておりません。そのため、本件については報告とさせていただきますのでございます。

次に、改定の内容について説明いたします。

1点目は、勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げるものでございます。具体的には資料の(1)アの表のとおり、平成30年12月期に支給する勤勉手当の支給月数を一般教職員は0.9月から0.95月、特定管理教育職員は1.1月から1.15月とするものでございます。また、平成31年度以降は、この12月期の引上げ分を、イの表のとおり、6月と12月に分割し直すものでございます。

2点目は、期末手当の支給割合を変更するものでございます。現在、(2)の表のとおり期末手当は、6月期よりも12月期を多く支給しておりますが、平成31年度から支給月数を均等にしますものでございます。

3点目は、扶養手当の支給額を改定するものでございます。これは、共働き世帯の増加や子に対する経費の増などの社会情勢を踏まえ、扶養手当の支給額を配偶者から子に手厚くするという国の方針に合わせ、(3)の表のとおり変更するものでございます。

次に、施行期日等でございますが、勤勉手当の支給月数の引上げにつきましては、平成30年12月1日に遡り適用し、勤勉手当と期末手当の支給月数の変更と扶養手当の支給額の変更につきましては、平成31年4月1日から施行するものでございます。

なお、市人事委員会の勧告では、教員の給料表の改正にも言及しております。具体的には「教員の給料表は、埼玉県の改定状況等を考慮して措置すること、改定を行う場合は、平成31年4月1日から実施すること」と勧告されておりますので、これにつきましては、平成31年2月議会での条例改正する方向で、改めて教育委員会会議にお諮りする予定でおります。

説明は以上でございます。

御審議の程、よろしくお願いいたします。

おりますが、この理由について確認させてください。

教職員給与課長 小、中、特別支援学校の教頭については、特定管理教育職員に含んでおりますが、高等学校の教員は埼玉県からの割愛により人事配置しているところをございまして、埼玉県では高等学校の教頭職については一般職員と同じ扱いとしていることから、本市においても同じ扱いとしております。

副教育長 そもそも、管理職手当の支給対象は、市も県も教頭職を含めているものと思われます。この度、報告させていただいております勤勉手当については、人事評価結果を反映させる仕組みとなっており、特定管理教育職員については、勤勉手当の支給割合が期末手当に比べて高く設定されております。こういった人事評価制度の観点から、県では校長を特定管理教育職員として扱い、教頭は一般教職員と同じように扱っているものと思われます。そして、本市ではそれを準用しているところをございまして。

野上委員 教頭職にしかるべき待遇をしており、教頭職にマイナスイメージを与えないようにされていければ結構かと思います。

武田委員 確認ではございまして、特定管理教育職員の定義については、勤勉手当及び期末手当の両者の表に共通しているという理解でよろしいでしょうか。

教職員給与課長 資料が分かりづらく申し訳ございませぬ。御認識のとおりでございませぬ。

細田教育長 それでは、この件は終了といたします。
ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

その他 第2期さいたま市教育振興基本計画について

細田教育長 それでは、再開します。続きまして、次第の4「その他」の「第2期さいたま市教育振興基本計画について」事務局から説明をお願いします。

教育政策室長 それでは、「第2期さいたま市教育振興基本計画について」御説明させていいただきます。

本計画は、本市の第1期教育振興基本計画である、現行の「さいたま市教育総合ビジョン」が、平成30年度をもって計画期間を終了するに当たり策定するものでございます。新時代の到来を見据えた本市ならではの教育について、総合的・体系的に進めていくことを目的として策定いたします。

それでは、恐れ入りますが、お手元のA3版資料「第2期さいたま市教育振興基本計画 概要図(案)」を御覧ください。

はじめに、本計画についてでございますが、法的な位置付けは、教育基本法第17条第2項に規定された「教育振興基本計画」となります。他の計画との関係性でございますが、本市の最上位の総合振興計画であります「2020さいたま希望(ゆめ)のまちプラン」の方向性等を取り入れるとともに、市長が策定した「さいたま市教育大綱」との整合が図られたものとなっております。

計画の対象範囲でございますが、教育委員会の所管である小・中・高等学校、間もなく開校となる中等教育学校、そして特別支援学校の学校教育及び生涯学習となります。

計画の全体像でございますが、本計画は、大きく2つの構成となっており、第1部は、本市の教育の今後10年間を見据え、目指す人間像や基本理念、基本的方向性を示した「教育ビジョン」、第2部は、そのビジョンの実現を図るための事業・取組を示した「教育アクションプラン」となっております。

計画期間でございますが、「さいたま市教育ビジョン」につきましては、中長期的な視点により、2019年度から2028年度までの10年間としております。また、「さいたま市教育アクションプラン」につきましては、2019年度及び2020年度の2年間としており、次期さいたま市総合振興計画が2021年度から開始されることを踏まえて、本計画も適宜更新していく予定としております。

それでは、具体的な内容について御説明させていただきます。まず、「さいたま市教育ビジョン」で示す「本市の教育が目指す人間像」につきまして御説明いたします。

恐れ入りますが、こちらは冊子「第2期さいたま市教育振興基本計画(素案)」の方も併せて御覧ください。はじめに、33ページから38ページをお願いします。

これまでの本市の教育施策の成果と課題を踏まえ、昨年度実施いたしました、児童生徒、保護者、教職員、校長を対象とした総勢3,800名を超える方々へのアンケート調査にて得られた結果を十分に加味しつつ、さらに2030年以降の社会を展望した教育の役割など国の示した教育振興基本計画を参酌し、客観的な根拠、データ等に基づき、次世代のさいたま市の教育がはぐくむべき人間像とはどの

ようなものかを、事務局を挙げて議論を重ねてまいりました。

続いて、冊子の39ページから41ページを御覧ください。

本市の教育が目指す人間像を考える際、キーワードとなったものは「人生100年時代の到来」でありました。そうした長い時間軸となる一人ひとりの人生において、人生を連続した学びの時間として捉え直すとともに、これまで学校・家庭・地域が持っていたお互いの空間の隔たりや垣根を低くし、今まで以上に連携を図りながら、教育の目標を共有することが重要ではないかと考えました。来るべき時代の教育を、「人生100年時代」を豊かに生きるという連続した「時間」と、地域コミュニティという「空間」で捉え直していく必要があるということでもあります。

これからの社会は、「人口減少と少子高齢化の進行」「家族形態と地域社会の変化」「技術革新」「グローバル化」などが一層進み、不確実性が加速するものと予測されます。そうした激しい変化を伴うこれからの時代においては、矛盾や葛藤が増加し、社会問題や人間関係などの様々な課題を解決することがますます困難になっていきます。そうした、我々がまさに直面する激動の時代を生き抜くためには、正解が一つではなく、解決の道筋がすぐには明らかにならないことに対して、自分で仮説を立て、自分や周囲の人が納得できるような「納得解」を探求していく力が重要ではないかと考えました。

また、そのような時代を豊かにたくましく生き抜くためには、豊かな人間性が重要となります。多様な人々との関わりの中で、共感力や人間ならではの感性、創造性を発揮し、自らの可能性を高めることで、一人ひとりが自立し、よりよい人生、社会を創り出していくことが可能となります。生涯にわたって、新たな価値を創造していく質の高い学びを重ね、一人ひとりが成果を発揮し、成長を実感することが、それぞれの夢や希望、生きがいへと結び付き、輝きを放っていくものと考えました。

本市に生きる一人ひとりが、学ぶことと自分の人生や社会とのつながりを実感し、自らの能力を高め発揮しながら、豊かに生きていくその姿こそ、「世界と向き合い 未来の創り手として 輝き続ける人」という本市の教育が目指す人間像でございます。

その本市の教育が目指す人間像の具現化を図るために、基本理念として、「人生100年時代を豊かに生きる『未来を拓くさいたま教育』の推進」を掲げ、5つの基本的方向性のもとで施策を展開してまいりたいと考えております。基本的方向性①～⑤として、「12年間の学びの連続性を生かした『真の学力』の育成」、「グローバル社会で活躍できる豊かな人間性と健やかな体の育成」、「人生100年時代を輝き続ける力の育成」、「スクール・コミュニティによる連携・協働の充実」、

『未来を拓くさいたま教育』推進のための基盤整備」を掲げ、それぞれの施策展開については、資料にお示ししているような内容となっております。

「さいたま市教育アクションプラン」におきましては、5つの基本的方向性のもとで事業・取組を展開するに当たり、これまで本市が取り組んできた様々な教育施策をさらに磨き、市民一人ひとりが、自己実現を図っていくうえで推進力となる、「PLAN THE NEXT 3つのGで日本一の教育都市へ」という考えを掲げました。この考えのもと、「やり抜く力で『真の学力』を育成すること」である「Grit」、「『国際社会で活躍できる力』を育成すること」である「Global」、「一人ひとりの成長を支え、『生涯学び続ける力』を育成すること」である「Growth」の3つのGを推進することを重視し、本市の教育が目指す人間像である、「世界と向き合い 未来の創り手として 輝き続ける人」の実現を目指してまいります。そして、全ての事業・取組について、先見性を持ち、大胆かつ的確に取り組んでまいります。

資料2枚目を御覧ください。こちらには「さいたま市教育アクションプラン」に掲載している事業・取組の一覧を掲載しております。本市の教育が目指す人間像の実現に向けて、現在、さいたま市総合振興計画後期実施計画に掲げている事業、平成30年度の教育行政方針に掲げている事業、来年度予算を見据えて現在検討を進めている事業の全61事業・取組を体系化しております。こちらにつきましては、PDCAサイクルに基づく進行管理を行い、継続的に改善を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。Grit、Global、Growthのマークは、3つのGで掲げた力を実現するためにより直接的かつ効果的な事業・取組に付しております。Gが付いていない事業・取組は、学校の指導体制構築や、教育環境整備などのハード面の充実に向けた事業・取組となっておりますが、これらは、3つのGが付された各事業・取組を下支えし、さいたま市教育アクションプランを推進するために重要な事業・取組となっております。

配布いたしました資料及び冊子「第2期さいたま市教育振興基本計画（素案）」につきましては、先に教育長及び教育委員の皆様から御指摘、御助言をいただいた事項について検討し適宜修正を行い、また、事務局においても適宜加筆などを行い、詳細を記載しておりますので、御確認をいただければ幸いです。

今後、市議会12月定例会にて素案報告を行った後、12月下旬からパブリック・コメントを実施し、市民等の意見を踏まえながら、平成31年3月を目途に議案として教育委員会会議に提出したいと考えております。

本日はこのような報告の機会をいただき、誠にありがとうございます。報告は以上でございます。

武田委員

A3版資料の「さいたま市教育アクションプラン」の表における、各事業における3つのGのマークについて、基本的方向性①や③は、それぞれその方向性に即したGがある程度付されている一方、②の「グローバル社会で活躍できる豊かな人間性と健やかな体の育成」においては、G l o b a lのマークが付けられている数が少ないように感じます。

例えば食育の推進については、日本食文化の発信といった観点などからG l o b a lのマークを付けても良いように思います。また、未来（みら）くる先生を活用したキャリア教育の推進についても、日本人だけではなく様々な講師を呼ぶなど、キャリア教育をG l o b a lな視点で考えてよいかと思います。そのほかに、アート・イン・スクール、いじめ防止対策の推進、主権者教育の推進、「さいたま子ども短歌賞」の推進については、G l o b a lという観点を事業・取組に意識付けるためにも、マークを付けても良いのではないかと思います。

野上委員

関連して意見させていただきます。基本的方向性の①は、「学力の育成」という教育の根底部分となるものであり、3つのGは連関していくものであることから、3つのGの全てのマークを付けるべきではないかと思います。

教育政策室長

貴重な御意見ありがとうございます。冊子「第2期さいたま市教育振興基本計画（素案）」の44ページ、45ページにおいて、3つのGの定義付けと、それを実現するためのポイントを記載しております。3つのGの定義を改めて整理しながら、また、いただいた御意見を踏まえつつ、記載内容を検討させていただきます。

野上委員

配布されたA3版資料といったような、要約された資料や表といったものは独り歩きしやすいので、記載内容はしっかりと検討していただきたいと思います。

教育政策室長

整理した3つのGの定義に基づきまして、A3版の表も含めて記載内容を検討してまいります。

野上委員

埼玉県知事が出席する有識者会合に、私も出席することがよくあるのですが、知事は埼玉県の教育のことを「埼玉教育」と表現されてい

ます。一方で、この度のさいたま市教育振興基本計画では、基本理念に「さいたま教育」と記載があるため、両者を混同してしまう懸念があります。この点については、県と区別された方が良いと思います。

細田教育長

文字にすれば、平仮名表記と漢字表記という違いはありますが、音で聞いた場合には、御指摘のとおり混同される懸念がございますので対応させていただきます。

大谷委員

自分自身のこれまでの反省も含めて意見させていただきますが、いくら立派な計画を策定しても、これが市民や保護者を含めた現場にしっかりと届いて、仕事の中で認識されなければ意味が無いと考えています。

細田教育長

この度の、さいたま市教育振興基本計画は格調高く仕上がっている一方で、現場にはシンプルであればあるほど、浸透しやすいということ、3つのGの学校現場における事例から感じておりますので、委員御指摘の点は懸念しているところでございます。

野上委員

冊子の39ページに「東日本連携の中核都市」と記載ありますが、この表現は一般の方には理解しづらい懸念がありますので、この言葉の意味について注釈を付していただいた方が良いと思います。

細田教育長

それでは、この件は終了といたします。
ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

報告第12号 さいたま市教職員の人事について

<非公開案件につき内容は省略>

議案第76号 行政情報一部開示決定に係る審査請求について

<非公開案件につき内容は省略>

<議案は原案どおり可決>

細田教育長

以上をもちまして、本日の教育委員会会議の議事を終了いたします。

これにて、教育委員会会議を閉会いたします。

8 閉 会

午前 11 時 45 分